

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月18日（平成29年（行個）諮問第14号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行個）答申第14号）

事件名：本人が請求した療養補償給付の決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の以下の請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切，1療養補償給付支給請求，2休業補償給付支給請求」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，広島労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年7月25日付け広労発基0725第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである

（1）不開示の理由について

平成28年7月25日付保有個人情報の開示をする旨の決定通知書によると，

ア 上記情報中，開示請求に係る保有個人情報については，職名，氏名など開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものが記載されており，法14条2号に該当し，かつ，同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから，これらの情報が記載されている部分を不開示とし，

イ 当該保有個人情報には，法人等に関する情報であって，開示することにより，当該法人等の権利，競争等の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており，法14条3号イに該当することから，これらの情報が記載されている部分を不開示とし，

ウ 当該保有個人情報には、開示請求者以外の者から聴取した内容等が記載されており、これらは国が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

(2) 不開示の態様について

本申立書添付の別紙が処分庁により開示され、あるいは不開示にされた資料である。(別紙の内容は省略)

ア 別紙の内、2頁目の①②③の部分、及び3頁目の①②の部分は、その前後の文脈からして、処分庁が特定氏名に対し、本件暴行に至る経緯等が処分庁により聴取された内容が記録されているものと推察できる。

なお、3頁目の②については、特定氏名の本件暴行被害についての自身の過失割合についての意見が述べられていると思われる。

イ 19頁目の①の内容については直ちに想定しがたいが、その前後の文脈から審査請求人に対する処分庁からの質問内容が記載されているものと想定できる。

ウ 20頁目から25頁目までの資料については全面黒塗りであり、ゆえに、その内容について想定することは困難である。

ただ、後記のとおり、26頁目から30頁目が特定氏名の聴取書であることが想定され、また、11頁目から17頁目が審査請求人に対する聴取書であることから、これら黒塗りのページには審査請求人ら勤務の事業所の特定事業名に関わる実地調査報告書、その他、事業所が提出した資料などであることが想定されることである。

エ 26頁目から30頁目は特定氏名の本件暴行及びそれに至る経緯などについての聴取書であるものと想定される。

(3) 不開示の理由がないこと

ア 法14条2号の非該当性

(ア) 本条でその該当性が問題となっているものと想定されるのは、上記(2)ア及びエの資料であるものと想定されるものである。

(イ) そもそも、本件開示請求の目的となる資料全般の利用目的は、第一義的には、労働者災害補償給付に関する「療養補償給付」、「休業補償給付」の各支給請求にかかわる不支給決定に対する取り消しを目的とする過程での利用である。

本件の不支給の決定の理由が、業務起因性が存在しないということであった。

処分庁がどのような資料を根拠に上記判断をしたのかについて広く明確に開示されなければ、処分庁に対する審査請求人の防御の実

質化はあり得ない。

その目的において利用されるものであり、資料に触れる者は原則、審査請求人及び取消し権限を有する然るべき行政機関のみである。

(ウ) 確かに、特定氏名の「生年月日」については開示の必要性がないものと言える。

同人が本件暴行についてどのように発言し、これが処分庁にどのように聴取されたかについては、審査請求人の不支給決定の取消し手続きにおける防御には不可欠ともいうべきものである。

特定氏名の処分庁などへの一連の供述について、その信用性を弾劾することと、処分庁の本件不支給決定の事実認定についての不当性の判断とは、審査請求人の防御権の実質化に鑑みれば、密接な関連性を有することは明らかである。

(エ) ところで、東京地方裁判所・平成25年2月7日の裁判例は、法14条2号の「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」の判断について、「その個人情報に関する性質、内容や請求者と当該第三者との関係等に照らし、個人情報開示請求をした者が当該情報を知る利益と、客観的に想定される当該情報を開示することにより生じる不利益とを比較考量して客観的に判断すべきであり、また、前記「おそれ」の程度とは、単なる確率的な可能性をいうのではなく、法的保護に値する蓋然性があることを要するというべきである。」としており、本2号該当性については限定的に解釈するべきと判断している。

そこで、上記(2)ア及びエの資料が開示されることで、特定氏名に如何なる不利益があるかについて検討するに、むしろ、開示により、審査請求人が不支給決定の取消しに成功し、労災の支給を受けられることになれば、自己の暴力による被害者が現実に救済されるのである。それすなわち、結局、開示により、特定氏名が利益を受けることがあっても、不利益を受けることはない。

(オ) また、そもそも、処分庁の適正な手続きの中で供述した聴取書などの内容を開示することが、特定氏名自身が、正しいと認識する事実が聴取されているのであるから、これを開示したところで、同人に具体的な不利益が生じるものとは言えない。仮に不利益が生じるものとしても、前記の裁判例がいうところの「おそれ」というべき、非常に抽象的な危険を勘案しての判断に過ぎない。

上記(2)ア及びエの資料について、法14条2号の該当性判断により、これを広く不開示にすることは許されない。

イ なお、仮に法14条2号に該当したのものとしても、上記(2)ア及びエの資料については、法第14条2号ただし書き口に該当す

るものと言うべきである。

同号の趣旨は、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される、開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者の権利利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合に、開示を認めようとするものである。

前記の通り、特定氏名の不利益は抽象的なものであり、単なる「おそれ」というべきものであり、他方で、審査請求人の利益は労災給付の可否というべき、客観的に重要な財産上の利益であり、明らかに後者が前者を上回っている。

よって、仮に上記（２）ア及びエの資料が法１４条２号に該当しても、法１４条２号ただし書き口に該当するものであるから、広く開示されるべきである。

ウ 法１４条３号イの非該当性

（ア）ここでの該当性が問題となっているものと想定されるのは、上記（２）ウの資料であるものと想定されるものである。

ところで、同号にいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

（イ）他方、「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、東京地判平成２５年７月４日の裁判例は、「正当な利益を害するおそれ」の有無は、法人等の利益を害する抽象的な可能性があるというだけでは足りず、当該法人等や問題となっている情報の種類・性格、その他、個別具体的な状況に照らして、当該法人等の正当な利益を害する蓋然性があるといえるか、という観点から判断すべきであるとしている。

（ウ）本件で開示の対象となりうる情報は、審査請求人の労災不支給決定にかかわるものであり、そして、本件暴行が業務起因性を有するか否かについての判断をするに必要な範囲での情報であり、特定会社名の法人等の権利、競争上の地位を害すること等の蓋然性があるものとは本質的に言えない。

なお、当該法人の審査請求人らへの評価というものが含まれているのであれば、これらが開示されることで、当該法人の審査請求人らへの人事評価的なものが含まれることが想定され、これが開示されることで、あらぬ混乱が生じる余地がなきにしもあらずだが、特定氏名が暴行を犯したことは明らかであり、これを前提にした資料

を開示することの不利益は、抽象的な利益にとどまるものというべきであろう。

(エ) さらに、利用目的の範囲が、第一義的には本件不支給決定に対する防御活動のためのものであり、この観点からの開示による法人の弊害は小さい。

なお、仮に、法14条3号イに該当したものとしても、上記(2)ウの資料については法14条3号本文ただし書きに該当するものと言うべきである。

エ 上記イと同様、特定会社名の法人の利益は抽象的なものであり、単なる「おそれ」というべきものであり、他方で、審査請求人の利益は労災給付の可否というべき、客観的に重要な財産上の利益であり、明らかに、後者が前者を上回っている。

オ 法14条7号柱書きの非該当性

ここでの該当性が問題となっているものと想定されるのは、上記(2)の資料全般であることが想定される。

ところで、本号の制度趣旨について、国の機関等が行う事務・事業は、公共の利益のためのものであり、開示請求に基づく開示により、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示とすることに合理的な理由があるため、これらの情報を不開示情報としたものであるとした上、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務・事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれという、とする(東京地判平成25年2月7日など)。

本号にいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要とされる、とする(大阪地判平成20年1月31日)。

さらに、これらの要件の判断にあたっては、個人情報開示請求をした者が当該情報を知る利益と、客観的に具体的に想定される当該情報を開示することにより生じる不利益とを比較考量して判断すべきである。

そこで検討するに、上記(2)ウ及びエについては、当該資料の実質全部不開示ということになっており、およそ、そのような判断は前記の「支障」の程度を形式的なものとし、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性と捉えることで初めて、この実質全部不開示という結論が正当化できるものであり、およそ、開示による弊害を実質的に捉えれば、このような全面不開示が許されるものでない。このような開示の運用が許されるわけではないことは明らかである。

このような有無を言わせぬ全面不開示の運用は、法15条で部分開示を定め、区分できる場合には、部分の開示をすることを義務付けている法の趣旨にも反するものである。

カ 上記(2)イの情報について

これは、開示請求するところの審査請求人の個人情報というべきものであるから、本法の不開示事由に該当せず、本法14条の原則に立ち戻り、開示されるべきものである。

(4) 結語

以上から、本件不開示部分は、法令上、不開示につき根拠を有さないものであるから、審査請求の趣旨記載のどおりの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成28年7月1日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成28年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、請求人の療養補償給付支給請求、休業補償給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年10月21日付け(同日受付)で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成28年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、審査請求人の療養補償給付支給請求、休業補償給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の①、5の①及び6の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該

情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3、4の②及び5の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

- a 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定事業場の印影であり、特定事業場等が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した情報のうち、文書番号4の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法第14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3、4の②及び5の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記（イ）bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（4）結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報（諮問庁が新たに開示した部分を除く。）については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法 4 3 条 1 項の規定に基づき、平成 2 9 年 1 月 1 8 日付け厚生労働省発基 0 1 1 8 第 1 号により諮問した平成 2 9 年（行個）諮問第 1 4 号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法 1 4 条 2 号の不開示情報

(ア) (省略)

(イ) (省略)

イ 法 1 4 条 3 号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号 1 の②及び文書番号 4 の④の不開示部分は、特定事業場の印影であり、特定事業場等が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 1 4 条 3 号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) (省略)

ウ 法 1 4 条 7 号柱書きの不開示情報

(以下、全て省略)

2 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法 1 4 条 該 当 号		
			2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き
4	事業場提出資料	① 2 頁報告人氏名，押印部分，6 頁報告人氏名，押印部分	○		

	② 3 頁不開示部分のうち、項目 2, 3, 4 の①, 4 の②の記入欄部分, 4 頁不開示部分のうち、項目 4 の③ないし⑤, 5 の①ないし④の記入欄部分, 5 頁不開示部分のうち、項目 5 の⑤, 6 ないし 1 0 の記入欄部分, 6 頁不開示部分のうち、項目 1 1 ないし 1 3 の記入欄部分, 報告年月日の記入部分	○		○
	③ 1 頁不開示部分のうち、項目 3, 4 の記入欄部分, 2 頁不開示部分のうち、項目 1 1, 1 2, 1 3 の記入欄部分, 報告年月日の記入部分		○	○
	④ 2 頁不開示部分のうち特定事業場の印影部分		○	

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 2 9 年 1 月 1 8 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 2 月 8 日 審議
- ④ 同年 1 2 月 2 1 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成 3 0 年 3 月 3 0 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年 5 月 9 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成 2 8 年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、私の以下の請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切、1 療養補償給付支給請求、2 休業補償給付支給請求」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 6 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 1 4 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる事項について

ア 通番8について

当該部分は、労働基準監督署の担当調査官が本件労災請求に対する処分に当たり聴取した審査請求人以外の第三者の氏名、住所、職業、生年月日及び年齢であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分の内容から被聴取者が誰か推認でき、また、原処分で開示されている内容及び諮問に当たり開示するとしている内容から審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 通番9について

当該部分は、労働基準監督署の担当調査官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容であるが、被聴取者の職氏名に係るものであり、上記アと同様の理由により法14条2号ただし書イに該当し、また、審査請求人が知り得る情報であることから、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番4(2頁部分)及び通番8について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、印影及び本人確認情報であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4(6頁部分)について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が

知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番10について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の賃金台帳の一部であり、法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、賃金額については、同僚等の職場関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、通常、人に知られたくないものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番2及び通番7は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番9のうち特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した者の署名及び印影については、上記ア(イ)と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1、通番3及び通番9(上記(ア)を除く。)は、労働基準監督署の担当調査官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、通番5は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した報告書に記載された当該事業場が審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事

実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番6は、特定事業場が、特定労働基準監督署に行った報告内容であり、審査請求人が知り得るものではないことから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とされた部分は、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同条2号ただし書口及び3号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、広島労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、広島労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書の記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の6欄に掲げる部分を除く部分は，同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，別表の6欄に掲げる部分は，同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原処分において不開示とされている部分	5 不開示情報 (法14条 該当号)			6 開示すべき部分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	調 査 結 果 復 命 書	1	① 2 頁, 3 頁の不開示部分 (2 頁 2 1 行目 7 文字目ないし 1 3 文字目及び 3 頁 2 行目 1 1 文字目ないし 1 7 文字目 を除く。)	○		○	
		2	② 5 頁不開示部分		○		
			③ 2 頁 2 1 行目 7 文字目ない し 1 3 文字目, 3 頁 2 行目 1 1 文字目ないし 1 7 文字目	新たに開示			
2	聴 取 書 等①		-				
3	電 話 聴 取 書	3	不開示部分全て	○		○	
4	事 業 場 提 出 資 料	4	① 2 頁報告人氏名, 押印部 分, 6 頁報告人氏名, 押印部 分	○			
		5	② 3 頁不開示部分のうち, 項 目 2, 3, 4 の①, 4 の②の 記入欄部分, 4 頁不開示部分 のうち, 項目 4 の③ないし ⑤, 5 の①ないし④の記入欄 部分, 5 頁不開示部分のうち, 項目 5 の⑤, 6 ないし 1 0 の記入欄部分, 6 頁不開示 部分のうち, 項目 1 1 ないし 1 3 の記入欄部分, 報告年月 日の記入部分	○		○	

		6	③ 1 頁不開示部分のうち、項目 3, 4 の記入欄部分, 2 頁不開示部分のうち、項目 1 1, 1 2, 1 3 の記入欄部分, 報告年月日の記入部分		○	○	
		7	④ 2 頁不開示部分のうち特定事業場の印影部分		○		
			⑤ 1 頁不開示部分（このうち項目 3, 4 の記入欄部分を除く。）、2 頁不開示部分（このうち、項目 1 1, 1 2, 1 3 の記入欄部分, 報告年月日の記入部分, 報告人氏名及び押印部分, 特定事業場の印影部分を除く。）、3 頁の不開示部分のうち標題部分, 項目 1 番のすべて, 項目 2 及び項目 3 の質問事項, 項目 4 の①及び②の質問事項, 4 頁の不開示部分のうち質問事項に関する記載, 5 頁の不開示部分のうち質問事項に関する記載, 6 頁不開示部分（このうち、項目 1 1 ないし 1 3 の記入欄部分, 報告年月日, 報告者の氏名及び押印部分を除く。）	新たに開示			
5	聴取書 ②	8	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 8 文字目, 1 9 文字目, 8 行目 1 7 文字目ないし 9 行目 1 8 文字目	○			1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目

						7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 18文字目, 19文字目	
		9	② 1頁11行目ないし5頁5行目不開示部分（項番を除く。）	○		○	1頁11行目及び12行目
			③ 1頁5行目5文字目, 6文字目, 9文字目, 11文字目, 14文字目ないし17文字目, 20文字目, 21文字目	新たに開示			
6	調査復命書等	1	14頁不開示部分	○			
		0	2頁不開示部分	新たに開示			